

事務連絡
平成17年10月25日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、韓国産鶏肉において食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降輸入される下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、モニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品
韓国産鶏肉（簡易な加工品を含む）
- 2 検査項目
ニューキノロン系合成抗菌剤

（参考）違反事例

1. 品名：冷凍鶏肉（FROZEN SPRING CHICKEN）
2. 生産国：韓国
3. 処理場：FINE KOREA CO.,LTD.(Est. No.150)
4. 検査結果：エンロフロキサシン 0.44ppm 検出
5. 検疫所：東京検疫所

（届出受付番号：第24019295180号1欄）